

「令和6年度冬期湛水事業」 寄付金募集要項

1 募集の理由及び目的

当財団では、熊本地域における地下水涵養の取組として、冬期湛水事業を実施していますが、近年、半導体関連企業の集積等により地下水採取量の増加が見込まれ、地下水涵養の必要性が高まっていることから、冬期湛水事業の拡大を図っております。

そこで、民間からの支援の促しにより増加する冬期湛水事業の必要資金を確保し、熊本地域の共有の財産である地下水の保全に資することを目的とし寄付金を募集します。

2 資金使途

「令和6年度冬期湛水事業」の事業費に寄付金を全額充当します。

なお、「令和6年度冬期湛水事業」は2024年(令和6年)11月1日(金)から2025年(令和7年)3月31日(月)に実施します。

3 募集対象

「熊本県地下水保全条例」第35条に基づき地下水涵養に取り組むことが義務付けられている熊本地域の許可採取者で、当財団への寄付により協働の取組への参画としての地下水涵養対策を講ずる方を対象とします。

4 募集期間

2024年(令和6年)10月16日(水)～2024年(令和6年)12月16日(月)

5 募集総額

21,200,000円

6 寄付の目安

地下水涵養対策としての寄付の目安は、地下水涵養量1m³当たり5.3円です。

7 お申込方法

寄付金(令和6年度冬期湛水事業)申込書に必要事項をご記入いただきメール又は郵送にて当財団までご送付くださいますようお願いいたします。

お申込みをされた方の寄付金の受け入れを決定したときは、寄付金額及び寄付金入金先をご案内しますので、指定の金融機関の口座に寄付金をご入金ください。

8 募集総額を上回る寄付金申込への対応

募集総額を上回る寄付金のお申込みがあった場合、お申し込みをされた方のご承諾を経て、お申し出いただいた寄付金額を減額した金額で受け入れを決定させていただく可能性が有ります。

9 寄付金の課税所得控除

寄付金は、特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連するものであるため、所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項に規定する寄付金に該当します。

個人の方は、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して、寄付金控除を受けることができます。

法人の方は、法人税法第37条第4項により特別損金算入限度額の寄付金として、損金算入することができます。

10 寄付金による地下水涵養実績について

寄付金は、寄付者の地下水涵養対策の実績として熊本県に報告することができ、寄付金額に見合う量の「地下水涵養量証明書」*を当財団が寄付者に発行します。

※「地下水涵養量証明書」に記載する涵養量は、「6 寄付の目安」に基づき、寄付額から算出します。

11 その他

「令和6年度の冬期湛水事業」完了後に当該寄付金に係る収支計算書及び寄付による地下水涵養の実績等報告書を当財団ホームページに公開し、寄付者へのご報告とします。

氏名公表をご承諾いただける場合は、ご寄付をいただいた方々のご芳名帳を作成し、当財団のホームページに掲載します。

【お問い合わせ先】

公益財団法人くまもと地下水財団

〒860-0801

熊本市中央区安政町8-16 4階

096-227-6678